

受益者の皆様へ

大和証券投資信託委託株式会社

「ダイワＪ－ＲＥＩＴオープン（毎月分配型）」の信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「ダイワＪ－ＲＥＩＴオープン（毎月分配型）」につきまして、収益分配方針を変更するため、下記のとおり信託約款の変更を実施いたしたくお知らせ申し上げます。

なお、下記の信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律上、重大な約款変更事項に該当するため、ご同意いただけない受益者の方は異議を申立てることができます。

※ この信託約款変更には異議がない場合は、何のお手続きも必要ございません。

この度の信託約款変更につきご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託約款変更の内容

運用の基本方針に記載した収益分配方針を、以下のとおり変更いたします。（下線部を削除）

変更後	現 行
収益分配方針 ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。	収益分配方針 ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、 <u>配当等収益等を中心に</u> 安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。

2. 信託約款変更の理由

分配金額決定の自由度を高め、受益者の皆様の分配金に対する期待に柔軟に 대응できるようにするため。

現行の収益分配方針では、「配当等収益等を中心に」分配金額を決定すると定めているため、組み入れた有価証券の値上がりによる売買益があっても、これを収益分配の原資とするには制約があります。今回の信託約款変更は、この制約となっている文言を削除するものです。

3. 信託約款変更の日程

- | | |
|-------------|---|
| ① 電子公告開始日 | 平成 23 年 10 月 12 日
※当社ホームページ (http://www.daiwa-am.co.jp/) 上で公告します。 |
| ② 異議申立期間 | 平成 23 年 10 月 12 日～平成 23 年 11 月 15 日 |
| ③ 信託約款変更日 | 平成 23 年 12 月 9 日
(平成 24 年 1 月 6 日付で信託約款変更を適用することが確定する日) |
| ④ 信託約款変更適用日 | 平成24年 1 月 6 日 |

4. 信託約款変更の決定方法

異議を申立てた受益者の方の受益権の合計口数が平成 23 年 10 月 12 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、予定どおり平成 24 年 1 月 6 日から信託約款の変更を適用いたします。

異議申立ての受益権合計口数が平成 23 年 10 月 12 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、信託約款の変更は行ないません。この場合、上記異議申立期間終了後すみやかに、信託約款の変更を行わない旨を当社ホームページ上にて公告するとともに、書面にて受益者の皆様へお知らせいたします。

5. 異議申立ての方法

異議のある受益者の方は、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入の上、当社の下記窓口宛てに、ご郵送にてお申立てください。(異議申立ては、平成 23 年 11 月 15 日当社到着分までを有効とさせていただきます。)

① 宛先

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 10 番 5 号 大和証券投資信託委託株式会社 「ダイワ J-R E I T オープン (毎月分配型)」信託約款変更に関する取扱い窓口

② ご記入内容

- | |
|--|
| (ア) 郵便番号、住所
(イ) 氏名、ふりがな、捺印 (シャチハタ可)
(ウ) 電話番号 (平日の日中連絡先)
(エ) ファンド名、保有口数
(オ) 取扱販売会社名、取引支店名、口座番号 (※)
(カ) 信託約款変更に対する旨 |
|--|

※ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数の支店等で口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、支店名、口座番号をご記入ください。

(注) 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議の申立てをお受けできなくなる場合があります。

(注) 異議申立書面に記載された受益者の方の個人情報、保有口数の確認等当ファンドの信託約款変更にかかる事務遂行を目的として、取扱販売会社と当社約款変更取扱部署の間で共同

して利用させていただきます。

(異議を申立てる受益者の方へ)

当ファンドの信託約款変更が実施されることとなった場合には、異議を申立てた受益者の方は、以下の手続きにより、保有されている当ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。

※ 異議を申立てた受益者の方が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。引き続き保有すること、または、従来どおり取扱販売会社において取得申し込みや解約請求をすることができます。

<受益権の買取請求手続き>

- | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| ① 買取請求期間 | 平成 23 年 12 月 9 日～平成 23 年 12 月 28 日 |
| ② 当社より異議を申立てた受益者の方に対し「買取請求のご案内」を発送 | |
| ③ 受益者の方による買取請求必要書類のご記入 | |
| ④ 当社へ買取請求必要書類のご送付 | |
| ⑤ 当社から受託銀行へ買取請求必要書類の送付 | |
| ⑥ 受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの受付 | |
| ⑦ 受託銀行から受益者の方のご指定の口座へ買取代金の振込み | |

※ 上記の買取請求は当該信託約款変更に対し異議を申立てた受益者の方が、法令に基づいて受託銀行に対して行なうものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

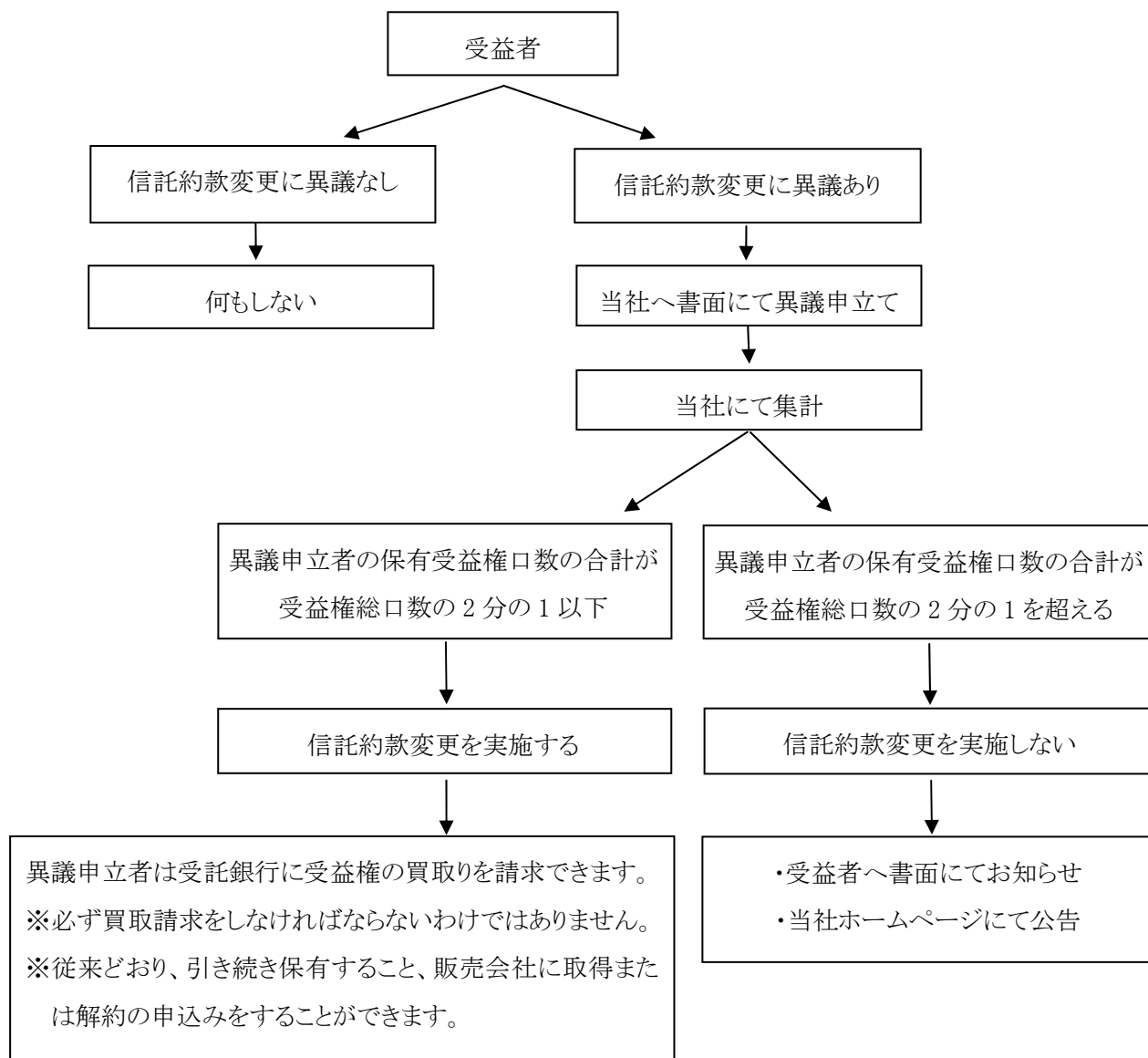
※ 買取りの価額は、上記⑥の受託銀行での買取請求必要書類の受理日の解約価額（＝基準価額）とさせていただきます。

※ 上記の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求によるご換金よりも日数を要する場合があります。

※ 上記の買取請求が受託銀行で受理された受益権につきましては、取扱販売会社に対し解約請求のお申込みを行なうことはできません。

※ 買取請求必要書類にご記入いただいた受益者の方の情報は、保有口数等を確認するため、取扱販売会社、当社買取請求取扱部署および受託銀行の間で共同して利用させていただきます。

6. (ご参考) 異議申立て手続きの流れ



●信託期間無期限化のお知らせ

平成23年12月9日をもって、平成26年5月15日までとしている信託期間を、無期限に変更します。

以上

<信託約款変更に関するお問い合わせ先>
大和証券投資信託委託株式会社 コールセンター
電話番号：0120-106212 (営業日の9:00~17:00)